

平成29年度 山梨県南都留地域教育フォーラム提案書

第6分科会

山梨県立やまびこ支援学校

進路指導部 丸山 博稔

『やまびこ支援学校の就労支援を取り巻く現状及び課題』

1 本校の概要

やまびこ支援学校は昭和54年に知的障害の児童生徒のための学校として開校し、平成20年より、身体に障害のある児童生徒も通学できる知肢併置特別支援学校となった。東部地域3市3村を通学区域とし、今年度は、小学部1年生から高等部3年生までの児童生徒が、88名在籍している。都留市からは31名（小学部7名、中学部7名、高等部17名）の児童生徒が通学している。障害種別では、知的障害69名、肢体不自由1名、重複障害18名である。高等部在籍生徒45名のうち、12名が中学校からの進学者となる。教育課程については、知的障害、自立活動主体、準ずる教育と分けられ、個別の指導計画を作成しそれに沿って指導や支援を進めている。

2 高等部の進路学習

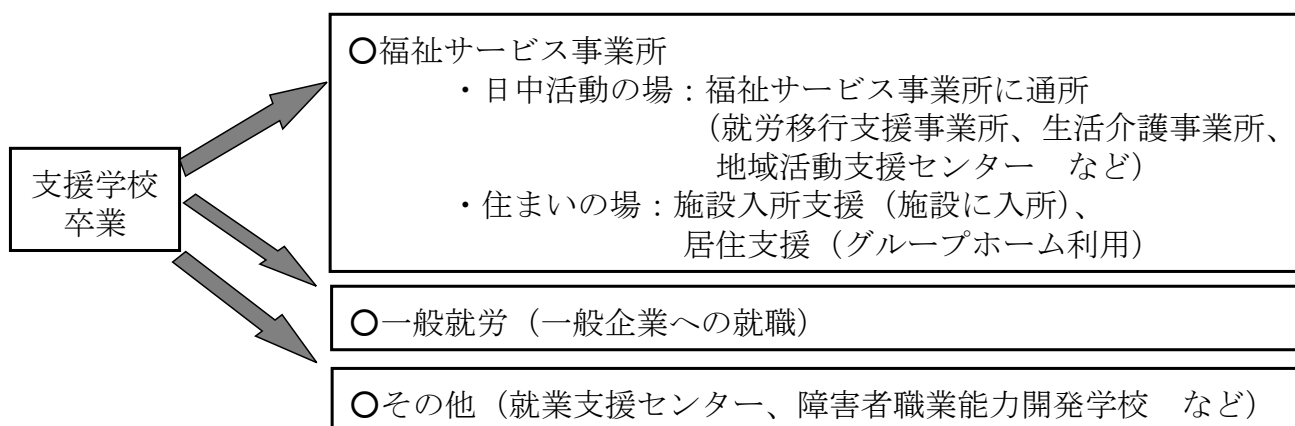
高等部では、「卒業後の進路や生活を自分自身で考え、選択・決定するための力を高める」を目標に、日々学習に取り組んでいる。高等部では、教育活動全体が社会参加や自立につながる指導と考えているが、その中でも特に「作業学習Ⅰ、Ⅱ」を中心に、将来の社会参加に向けての意識を高め、必要となる知識や態度及び習慣等を身に付けるための学習を行っている。また、年2回の「産業現場等における実習」を通して、実際に職場を体験し、卒業後の進路先を模索していく。実際に社会で働くことを経験し、生徒たちが自分の進路を考える重要な機会となっている。

ねらい	○自己理解を深め、各自の課題を改善しようとする。 ○働く経験を通して、働くことの意味や意義について考え意識を高める。 ○卒業後の進路や生活について具体的に考える。
内容	○作業学習Ⅱを通して、働くために必要な知識や経験を増やす。 ○作業学習Ⅰを通して、働く態度や喜びを知り、基礎的な技能を習得し実践力を養う。 ○「産業現場等における実習」を通して、実際に働くことを経験する。
具体的な指導内容	○「作業学習Ⅱ」は、学年ごとに異なる内容を指導する。それぞれの学年で、社会参加に向けての意識や知識、経験を積み重ねていくことで、卒業に向けて一人一人の社会参加へ向けた意識を高めていく。また、「山梨県障害者職業能力検定」「アビリンピック」等に向けて取り組み、勤労意欲や職業意識を高めることを目指している。

○「作業学習Ⅰ」では、「作業学習Ⅱ」の学習で学んだことを生かしながら、働く意欲や態度を身に付け、喜びや成就感を知ること、基礎的な技能や能力の習得、実践力を養うことを指導する。今年度より、現代的なニーズや学校校舎移転後を考慮し、サービス系の作業班（福祉・流通サービス班）を新設する。福祉・流通サービス班では、清掃・接客やサービスなどの活動を通して、社会や人との間で仕事をする力を高め、コミュニケーション能力の向上を図っていく。

○「産業現場等における実習」は、年間2回（6月、11月）行い、実社会での実習を通し、自分の進路について考えること、職業生活・社会生活で必要なことやコミュニケーション等について学ぶこと、現在や将来に向けての自分の課題を知ることが指導される。

3 高等部卒業後の進路先について



4 進路決定までの手順について（高等部3年生）

（1）福祉サービス事業所などの利用を希望する場合

4月～ 5月	進路希望先の検討	産業現場等における実習の状況などを踏まえ、施設・作業所の仕事内容や状況などから実習先を検討する。
6月	第1回産業現場等における実習	希望する施設・作業所での実習を行い、本人の様子や作業の内容、施設の状況などを基に検討する。
夏季 休業中	進路懇談	「第1回産業現場等における実習」の様子や実習先からの評価などを基に、進路先について再度検討する。
11月	第2回産業現場等における実習	卒業後の利用を前提として行う。
11月～ 1月	進路先決定 サービス利用計画の 作成	施設から受け入れについての内諾を得る。内諾後、本人及び保護者が居住する市村へ申請行い、市村の委託する相談事業所にサービス利用計画作成を依頼する。
2月～ 3月	個別移行支援計画 の作成 サービス利用計画の 決定	関係機関に参加していただき、ケース会議を実施する。本人への支援の役割を決定し、それに基づいた個別移行支援計画を作成する。同時にサービス等利用計画（案）を検討する。

(2) 一般就労（一般企業）を希望する場合

4月～ 5月	進路希望先の検討	産業現場等における実習の状況などを踏まえ、一般企業で仕事をしていけるのかどうかを客観的に検討する。
6月	第1回産業現場等における実習	希望する職種の事業所で実習を行う。 (職種によっては難しい場合もある。)
夏季 休業中	進路懇談	「第1回産業現場等における実習」の様子や実習先からの評価などを基に、進路先について再度検討を行う。
7月～ 9月	求職者登録	ハローワークに求職者登録票を提出し、求人を出している企業などについての情報を収集する。
11月	第2回産業現場等における実習	卒業後の雇用を前提として行う。(実習の結果、採用されなかった場合には、臨時の実習などを実施する。)
12月～ 1月	採用内定	ハローワークとともに進路担当が企業を訪問し、雇用形態や雇用条件、利用する制度について確認する。
1月～ 2月	職業評価	山梨障害者職業センターにおいて職業評価を受検する。身体的・精神的側面、社会的側面、職業的側面から職業適性を判断し、その後の進路資料とする。
2月～ 3月	個別移行支援計画の作成	関係機関に参加していただき、ケース会議を実施する。本人への支援の役割を決定し、それに基づいた個別移行支援計画を作成する。
3月～ 4月	採用	トライアル雇用の場合は、採用日から3～6ヶ月間が試行期間となる。この間の仕事の状況などから、正式に採用するかどうか決定される。

5 高等部卒業生の進路状況（卒業時）

	進路先	H28	H27	H26	H25	H24	H23
(1)	一般企業への就労	3		4		2	2
(2)	福祉サービス事業所等の利用 ①就労移行支援	2	4	4	8	4	6
	②施設入所支援＋就労移行					1	1
	③生活介護 (知)		3	2	1	3	4
	(重複)			2		1	2
	④地域活動支援センター	1		1	2	3	1
	⑤就労継続支援A型			1			
	⑥就労継続支援B型		1				1
	⑦施設入所支援＋生活介護		1	2			
(3)	その他 ①職業訓練校への進学	1			1		
	②在宅		1				
卒業生数		7	10	16	12	14	17

6 関係機関との連携

(1) 在学中の関係機関との連携

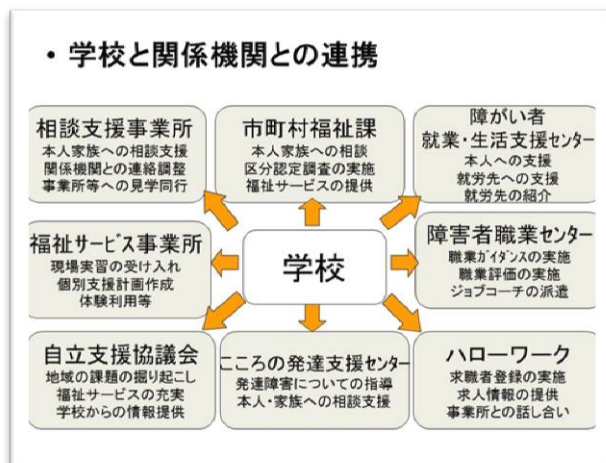
○学校が中心となり連携する。

- ・生徒、家庭の課題に関する連携
(担任及び支援指導部)
- ・進路に関する連携(進路指導部)

○連携の際は、本人(家族)のニーズや課題を基本に考える。

○児童生徒の状況に応じて、各連携先と役割分担できるよう必要に応じて定期的にケース会議を開催する。

○一般企業への就労については、障がい者就労・生活支援センター「ありす」やハローワーク、障害者職業センターとの連携の中で進めている。産業現場等における実習を複数回行い、見極めをしていただいている。



(2) 卒業後の関係機関との連携

【一般就労等の場合】

○連携の中心は障がい者就業・生活支援センター「ありす」の就労支援ワーカー

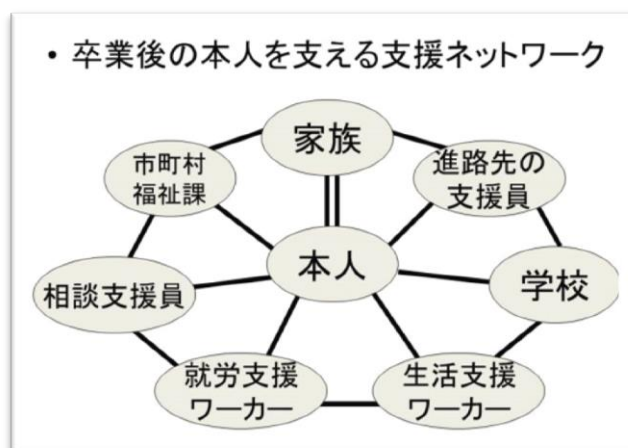
○進路先等において課題が見られた場合にケース会議を開催する。

○基本的には、2月の卒業予定者ケース会議で役割分担を行う。

【福祉サービス利用の場合】

○連携の中心は計画相談員

○サービス等利用計画のモタリグの際に必要なに応じてケース会議を実施する。



8 進路指導を進める上での課題と対応

(1) 一般就労について 障害者雇用率が2% (2018年4月に2.2%、2021年3月末までには2.3%にまで引き上げていく見通し) となり、50人に1人の雇用が義務づけられているが、これに該当する企業が地域内に少ない。(該当企業には、行政機関から働きかけを行っている。)

→ハローワークや障害者の就労や生活支援に関わる機関への相談。自立支援協議会に参加し情報を得る。保護者・職員・地域からの情報提供を基に、勤務内容、通勤距離や時間も含めて実習が可能であれば実習を依頼する。パンフレットを作成し説明することで知って頂く。実習及び障害者雇用の理解に前向きな企業が増えてきているのを実感している。

(2) 職場定着支援について 卒業後の職場定着支援の方法について。卒業後の支援の担い手を特別支援学校から就労支援機関等へスムーズに移行していくことへの課題。

→卒業後の支援の中心は「ありす」の就労支援ワーカーさんや計画相談員さんに移行できている。学校として卒業後の追指導としては、旧担任や進路指導担当が定期的に電話連絡、進路先を訪問し、状況を把握したり、年に一度、同窓会で卒業生の近況を把握するとともに追指導の場としている。

高卒者の離職率の高さが近年社会問題になっているが、幸いなことに近年本校卒業生で離職するケースはほとんどみられていない。ただ、離職率を考える際には「手厚い支援で離職を防ぐ」という視点だけでなく「一人一人の生徒と仕事・職場のマッチング」という視点をあらためて重視しなければならないと感じている。

(3) 計画相談について 福祉サービス事業所を利用する場合、「サービス等利用計画」を作成しなければ行けないが、地域内の計画作成事業所が少ない。

→これから福祉サービスを使おうとする場合、最悪の場合は計画相談員がつかなくて、サービスが使えないという事態になることが予測されている。卒業時に計画相談がつかなくて利用できないとならないよう、在学中から早めに福祉サービスを利用し、計画相談員をつけていくことを学校としては啓蒙している。

(4) 生活介護事業所について 生活介護施設については、利用者の移動も少なく、定員がいっぱいになりつつある。重度知的障害の卒業生については、地域の生活介護施設だけでは毎日受け入れてもらうことが難しく、他圏域や隣県の生活介護施設を複数利用している卒業生もいる。入所の生活介護施設などでは、利用者の高齢化が進み、安全上の配慮から、障害の程度が重く、動きの多い卒業生(重度知的障害)は利用が難しい状況にある。

→保護者アンケートからも、卒業後の進路や将来どうなっていくのか不安を抱えている意見が聞こえている。タイムリーに情報収集を行い、情報提供の機会を設けて伝えていく。

(5) 将来地域社会で、主体的に生活していけるよう支援のネットワークを形成しておくことが重要。

→個別の教育支援計画や個別移行支援計画を活用し説明を行う。行政や相談事業担当者などに本人・保護者を紹介し関係を構築しておく。企業等へ内定後、福祉課や就労支援センターへの連携を依頼しておく。

【障害者総合支援法における日中活動サービスの概要及び東部地域の施設（抜粋）】

○就労移行支援事業所

通所により、一定期間(24ヶ月)、一般就労等への移行に向けた事業所内や企業における作業や実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行う。一般就労への移行に向けて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行っている。	施設名	チャレンジ・ドリーム（都留市） みとおし（都留市） めばえ（大月市）
--	-----	--

○就労継続支援B型事業所

通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力が高まった者は、一般就労への移行に向けて支援を行う。利用期間の制限はない。対象者は、就労経験がある方、就労移行支援事業を利用しアセスメントを受けた方など。特別支援学校の卒業生は、就労移行支援事業所でのアセスメントを経る必要がある。	施設名	いちごいちえ（都留市） チャレンジ・ドリーム（都留市） みとおし（都留市） めばえ（大月市） わかあゆ工房（上野原市） 上野原福祉作業所（上野原市）
--	-----	---

○就労継続支援A型事業所

B型と同じく就労継続支援に当たる。A型では、1時間あたり最低賃金での雇用契約になる。B型同様、就労や生産活動の機会を提供し、知識や能力が高まった者を一般就労への移行に向けて支援している。利用期間の制限はない。	施設名	ワークコート大和（甲州市） A型事業所「扉」（富士河口湖町）
--	-----	-----------------------------------

○地域活動支援センター

創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するところ。一般就労に向けた取り組みを行っているところもある。	施設名	上野原福祉作業所（上野原市） こわざ（大月市）
--	-----	----------------------------

○生活介護事業所

常に介護を必要とする人に、昼間、必要に応じて入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供している。（障害程度区分3以上）	施設名	宝山寮（都留市） みとおし（都留市） もえぎ寮（大月市） スカイコート大月（大月市） わかあゆ工房（上野原市）
--	-----	---

○施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行っている。（障害程度区分4以上）	施設名	宝山寮（都留市） もえぎ寮（大月市）
---	-----	-----------------------

○計画相談支援

障害者サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、サービス等利用計画の作成及び、利用支援支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行っている。	施設名	ぴんぽん（都留市） いちごいちえ（都留市） ソーシャル（大月市）
--	-----	--

